## 建築士事務所廃業届

次の理由により廃業したので建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 7 の規定により届け出ます。

令	和 年 月	日		届出人			
愛媛県指定事務所登録機関				/ш ш / С			
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 様				電 話			
建築士事務所	登録年月日	令和	年		月		日
	種 別	□一級		□二級		□木造	
	登録番号	愛媛県知事登録	第			号	
	事務所の 名 称						
		〒					
	所 在 地						
		電話					
開設者(登録申請者)	法人名称 又 は 個人氏名						
	法人事務所 所在地又は 個 人 住 所	₸					
	代表者の役職 名及び氏名	(役職名)		(氏名)			
廃業年月日		令和	年		月		日
廃業等の事由		□業務の廃止 □開設者の死亡 □他都道府県へ移転	□法人の合	分併・解散	• 破産	□級の変更 □管理建築士の退 )	上職
事務所と届出者 と の 関 係		□開設者本人 □合併解散時代表役」	□相続人 員□破産等の	つ清算人		□破産管財人	

(注) □のある欄は、該当する□に印を付けてください。